



UNITED ARROWS LTD.

The 37th Ordinary General Meeting of Shareholders



第37回 定時株主総会 招集ご通知

日時	2026年6月22日(月曜日)午後5時30分
場所	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 3階 大手町三井ホール
決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 吸収分割契約承認の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役)3名選任の件 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

株主の皆様へのお知らせ

- ・受付開始および定時株主総会開始時刻が例年から変更となりますのでご注意ください。
- ・本年は、定時株主総会終了後に、新中期経営計画の説明会を開催いたします。

Contents

はじめに Introduction	社長挨拶 Message from the President 01
	連結業績ハイライト Consolidated Financial Highlights 02
	新中期経営計画について New Mid-Term Management Plan 03
	サステナビリティ活動 Sustainability Action 04
株主総会招集ご通知 Ordinary General Meeting of Shareholders 05
株主総会参考書類 Reference Documents	第1号議案 Agenda Item 1. 剰余金処分の件 11
	第2号議案 Agenda Item 2. 吸収分割契約承認の件 12
	第3号議案 Agenda Item 3. 定款一部変更の件 18
	第4号議案 Agenda Item 4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 19
	第5号議案 Agenda Item 5. 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件 24
	第6号議案 Agenda Item 6. 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 29
事業報告 Business Report 33
連結計算書類 Consolidated Financial Statements 56
計算書類 Financial Statements 74
監査報告 Audit Reports 85

Message from the President

社長挨拶



株主の皆様には、日頃より格別のご支援とご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

当社は、中期経営計画「感動提供 お客様と深く広く繋がる」の最終年度において、売上高、営業利益等の主要な経営指標における目標値を達成することができました。急激な為替変動やインフレの加速など、先行き不透明な事業環境が続く中にあっても、売上・利益ともに着実な成長を実現できましたことは、ひとえに株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

この3年間、既存事業の安定成長に加え、新ブランドの開始、M&A、中国大陸での出店など、将来を見据えた取り組みを着実に推進してまいりました。また、株式会社コーエンの譲渡をはじめとするポートフォリオの見直しも行い、中高価格帯マーケットに経営資源を集中させる体制に移行することを明確にいたしました。

本年度からは、新たな中期経営計画「日本が誇る世界に向けた高感度・高付加価値グループになる」が始動します。国内アパレル市場でのさらなる成長を基盤としながら、グローバルビジネスの拡大、アパレル領域にとどまらない事業展開を推進し、長期ビジョン「美しい会社」の実現に向けて着実に歩みを進めてまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員 CEO 松崎 善則

Consolidated Financial Highlights

連結業績ハイライト

2026年3月期を最終年度とする中期経営計画では、「感動提供 お客様と深く広く繋がる」をスローガンに、OMOの取り組みを軸として既存のお客様との関係性を深めながら新たな事業開発で業容とお客様層を拡大させる取り組みを推進してまいりました。

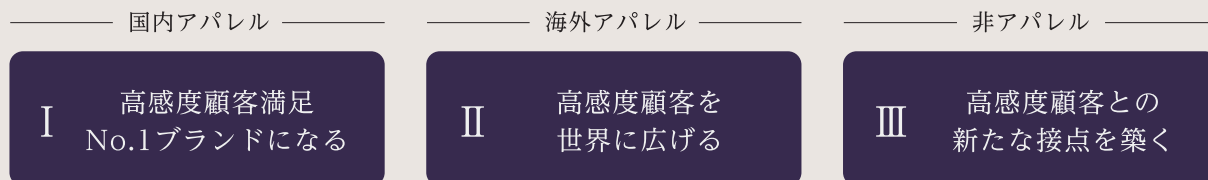
財務目標（連結）	2026年3月期実績	2026年3月期計画
売上高	1,646 億円	1,642 億円
営業利益	91 億円	90 億円
営業利益率	5.5 %	5.5 %
親会社株主に 帰属する当期純利益	61 億円	56 億円

New Mid-Term Management Plan

新中期経営計画について

「日本が誇る世界に向けた高感度・高付加価値グループになる」を掲げ、
当社の強みを最大限に活かし、中高価格帯マーケットにおいて、国内アパレル事業、海外アパレル事業、
ならびにアパレル以外も含めたライフスタイル領域において、高感度・高付加価値戦略を推進します。

日本が誇る世界に向けた 高感度・高付加価値グループになる



財務目標（連結）

売上高	1,850-1,950 億円	営業利益	115-125 億円
営業利益率	6.1-6.3%	ROE	14.3-15.7%

Sustainability Action



サステナビリティ活動

“SARROWS”は、ユナイテッドアローズが進めるサステナビリティ活動の合言葉です。
「サーキュラリティ」「カーボンニュートラル」「ヒューマニティ」の3つの活動目標を定めて推進しています。

FY2025

Circularity

循環するファッション



繊維製品の廃棄率 (%)	(目標値 0.00%/FY2031)	0.01
商品の廃棄率 (%)	(目標値 0.10%/FY2031)	0.10
環境配慮商品の割合 (%)	(目標値 50.0%/FY2031)	8.8

Carbon Neutrality

カーボンニュートラルな世界へ



CO ₂ 排出量の削減率 (%) 対象範囲：店舗、オフィス (Scope 1 & Scope 2)	(目標値 30.0%/FY2031)	32.5
CO ₂ 排出量の削減率 (%) 対象範囲：サプライチェーン (Scope 3)	(目標値 15.0%/FY2031)	-2.8
再生可能エネルギーの割合 (%)	(目標値 50.0%/FY2031)	24.6

Humanity

健やかに働く、暮らす



行動規範同意書の取得率 (%)	(目標値 100.0%/FY2031)	77.2
従業員エンゲージメントスコア (eNPS)	(目標値 -40.0/FY2031)	-45.6
従業員意識調査 肯定的回答率 (%)	(目標値 80.0%/FY2031)	73.8



SARROWSについて
詳しくはこちら



ESG Data Bookについて
詳しくはこちら

株主各位

証券コード 7606
2026年6月1日
(電子提供措置の開始日2026年5月25日)

東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号
(本部オフィス 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目18番5号)
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員 松崎善則

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)を掲載しております。また、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。

当社ウェブサイト「株主総会」ページ

<https://www.united-arrows.co.jp/ir/stockinfo/notification/>



東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ユナイテッドアローズ」または「コード」に当社証券コード「7606」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」(7頁から8頁)をご参照いただき、2026年6月19日(金曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時 2026年6月22日(月曜日)午後5時30分 開始時刻が例年と異なっておりますのでご注意ください。

場 所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 3階 大手町三井ホール

目的事項 報告事項

1. 第37期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
-

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 吸収分割契約承認の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役)3名選任の件
 - 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
-

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日の受付開始は例年と異なり午後4時45分を予定しております。
- 本年は、定時株主総会終了後、同会場にて、新中期経営計画の説明会を開催いたします。
- 定時株主総会の模様は、後日オンデマンド配信を予定しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。
 - ・事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査等委員会が監査をした書類の一部であります。
- 議決権行使書において、議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られ、その代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面を当社に提出していただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法としては、以下の3つがございます。

Exercise of Voting Rights 01

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年6月22日(月曜日)

午後5時30分(受付開始:午後4時45分)

Exercise of Voting Rights 02

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月19日(金曜日)

午後5時到着分まで

Exercise of Voting Rights 03

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月19日(金曜日)

午後5時受付分まで

議決権行使書用紙のご記入方法についてのご案内

The image shows a sample of the proxy voting form. It includes fields for the shareholder's name (氏名), address (住所), and a table for voting on multiple proposals. The table has columns for proposal numbers (e.g., 第1号, 第2号) and checkboxes for '賛成' (Agree) and '反対' (Disagree). There are also instructions on how to mark the responses.

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください

第1号・第2号・第3号および第6号議案

- 賛成する場合>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合>> 「否」の欄に○印

第4号および第5号議案

- 全員賛成する場合>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

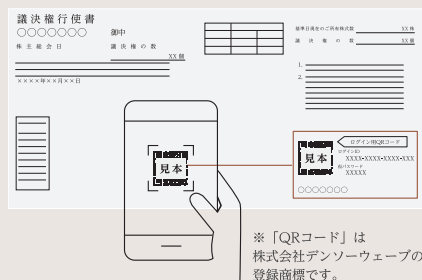
インターネットによる議決権行使についてのご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

STEP 1.

議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



STEP 2.

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID/仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

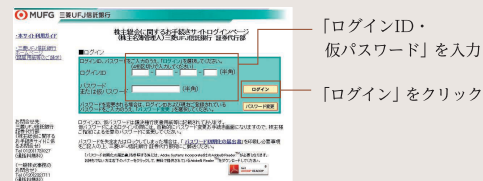
<https://evote.tr.mufg.jp/>

STEP 1.

議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

STEP 2.

議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



STEP 3.

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事前質問の受付および新中期経営計画の説明会に関するご案内

事前質問の受付について

定時株主総会の開催に先立ちまして、本総会の目的事項および新中期経営計画に関するご質問を受付いたします。

受付期限

2026年6月11日(木曜日)午後5時まで

受付先 <https://forms.gle/Dc9AoaKihLZKG6rw8>



1. 上記のURLをご入力いただくか、右のQRコードを読み込みいただき、事前質問ページにアクセスしてください。
2. 個人情報の利用目的について確認いただきましたら、チェックボックスにチェックを入れ、「次へ」ボタンをクリックしてください。
3. 次の画面に進みましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」および「氏名」の3項目を画面表示に従って入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
4. 対象となる議案等を選択した後に、質問内容欄にご質問を150字以内で入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。

- いただいたご質問の内容は、株主の皆様に関心が高いものを中心にご回答いたします。
- すべてのご質問に回答できるものではございませんので、予めご了承ください。

新中期経営計画の説明会について

定時株主総会終了後に、当社取締役による新中期経営計画に関するプレゼンテーションを行い、あわせて株主の皆様からのご意見およびご質問をお受けいたします。定時株主総会と同じ会場にて開催いたしますので、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年6月22日(月曜日) 午後6時30分から午後7時30分まで

- 開催時間は目安となります。定時株主総会終了後、15分程度の休憩時間を挟みまして開催いたします。
- 当日の質疑応答は、お時間が許す限りでの受付とさせていただきます。

Reference Documents

株主総会参考書類

UNITED ARROWS
BEAUTY&YOUTH
green label relaxing

Drawer
BLAMINK
ASTRAET
conte
AEWEN MATOPH
ODETTE É ODILE
OSOI

6 (ROKU)
ATTISSION
PREEK
MARW UNITED ARROWS
EMMEL REFINES
Lepides
SY

H BEAUTY&YOUTH
UNITED ARROWS & SONS
SOVEREIGN
LOFF
Steven Alan
monkey time
Pheeta
District
CITEN

UNITED ARROWS

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、業績に連動した安定的な配当を実施することで、株主の皆様に対する利益還元の実現を目指すことを配当の基本方針としておりますが、2025年5月8日開催の臨時取締役会にて、配当性向の基準については、40%以上を目安とすることに変更し、かつ、安定的な累進配当(*)を行う旨の決議をいたしました。

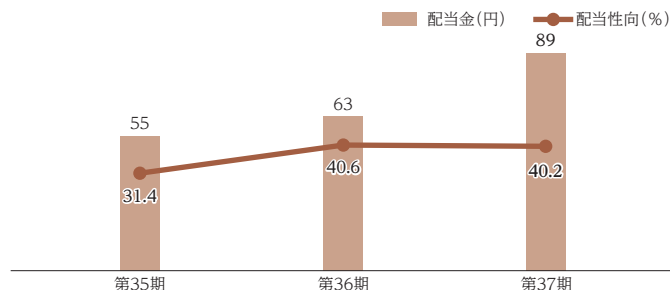
(*) 累進配当とは、原則として減配せず、配当の維持もしくは増配を行う配当政策のことを指す。

これを受け、当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 69円 配当総額 1,913,926,416円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月23日

以上により、すでに実施済みの中間配当金1株につき20円とあわせまして、当期の年間配当金は1株につき89円、連結配当性向は40.2%となります。

1株当たり配当金・配当性向の推移



第2号議案

吸収分割契約承認の件

当社は、持株会社体制への移行を目的として、当社（2026年10月1日付で「株式会社TABAYAホールディングス」に商号変更予定。）を吸収分割会社とし、2026年4月1日付で当社100%出資により設立した株式会社ユニテッドアローズ（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施することといたしました。

本吸収分割においては、当社のグループ管理及びグループ運営に関する事業を除く一切の事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務を、承継会社に承継させる予定であります。

当社は、かかる承継を行うため、2026年5月11日付で、承継会社との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結しております。なお、本吸収分割の効力発生日は、2026年10月1日を予定しております。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。本吸収分割を行う理由、本吸収分割の内容の概要その他本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本吸収分割を行う理由

当社は、2023年5月に、2032年（2033年3月期）を目標とする長期ビジョン「美しい会社 ユニテッドアローズ、真善美を追求し続けることでサステナブルな社会の実現に貢献し、お客様に愛され続ける高付加価値提供グループになる」を発表しました。長期ビジョン達成時において、当社は高感度・高付加価値ライフスタイル提供グループでありたいと考えています。これは創業来掲げている日本の生活文化のスタンダードの創造であり、日本において高感度な生活をするために当社が欠かせない存在であることです。そのためにはファッションを軸にした既存ドメインでの成長拡大に加え、アパレル以外の領域への進出も検討・実施し、業容と顧客層の拡大が不可欠です。持株会社化によって事業の多角化とM&Aを進め、長期ビジョン達成の強固な基盤を築きます。

2. 本吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社ユニテッドアローズ（以下「分割会社」という。）及び株式会社ユニテッドアローズ（以下「承継会社」という。）は、分割会社のグループ管理及びグループ運営に関する事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する一定の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2026年5月11日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、分割会社は、本吸収分割により、分割会社が本件事業に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）分割会社：吸収分割会社

商号：株式会社ユナイテッドアローズ

但し、本効力発生日（第6条において定義する。）付で「株式会社TABAYAホールディングス」に商号を変更する予定である。

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号

（2）承継会社：吸収分割承継会社

商号：株式会社ユナイテッドアローズ

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目18番5号

但し、本効力発生日（第6条において定義する。）付で東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号に住所を変更する予定である。

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社は、本吸収分割により、分割会社から承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 本条の規定による債務の承継は、全て併存的債務引受の方法による。但し、分割会社と承継会社との間では、承継会社が当該承継する債務の負担を最終的に負うものとし、分割会社が当該承継する債務を本項に基づき負担した場合には、分割会社はその負担の全額について、承継会社に対して求償することができるものとする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する費用の負担については、分割会社と承継会社との間で協議の上、合意により決定する。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、承継会社が前条に基づき承継する権利義務の対価として新たに発行する普通株式2,000株を交付する。

第5条（承継会社の資本金等の額）

本吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

分割会社及び承継会社は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、本効力発生日後においても、本件事業に関して、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに、分割会社及び承継会社の株主総会において、第7条に定める本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認が得られない場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、法令に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合

第11条（公租公課）

承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割り計算により負担するものとする。

第12条（印紙税）

本契約に係る印紙税は、分割会社と承継会社とが折半して各自負担する。

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、分割会社及び承継会社が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、各当事者が記名押印する。

2026年5月11日

分割会社：東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役社長執行役員 松崎善則 ㊟

承継会社：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目18番5号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役社長 松崎善則 ㊟

別紙

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する株式・持分、資産、負債及び債務、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債については、分割会社の2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 子会社株式

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する以下に掲げる株式。

- (1) 台湾聯合艾諾股份有限公司の株式6,000,000株（100%）。
- (2) 悠艾（上海）商貿有限公司の出資持分100%。
- (3) 株式会社BOOT BLACK JAPANの株式80株（100%）。
- (4) 株式会社TELMAの株式2,000株（100%）。

2. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する一切の資産。但し、以下に掲げる資産及び別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

- (1) 分割会社のグループ管理及びグループ運営に関する流動資産、固定資産
- (2) 原宿本店（TABAYA United Arrows）の土地、建物等の不動産及びそれらに関連する器具・備品その他固定資産

3.負債及び債務

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して負担する一切の負債及び債務。但し、承継会社に承継されない資産に関連する負債及び債務並びに別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

4.契約（雇用契約を除く）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社が当事者となっている本件事業に係る一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、承継会社に承継されない資産並びに負債及び債務に附帯又は関連する契約並びに別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

5.雇用契約

分割会社に在籍しているすべての従業員（傷病、育児、介護等による長期欠勤、出向等の理由で休職中の者及び内定者を含む。）との間で締結された雇用契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

6.許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が保有する本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち、法令に基づき承継可能なもの。

7.知的財産権

特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ等の一切の知的財産権（登録の有無を問わず、出願中のものも含む。また、外国の法令に基づくものも含む。）。但し、別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

（1）対価の相当性に関する事項

①交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際し、承継会社は普通株式2,000株を発行し、当社に対して交付いたします。交付株式数は、当社が承継会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて、当社と承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

②資本金及び準備金等の額に関する事項

本吸収分割により承継会社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。かかる内容は、法令の範囲内で定めており、相当であると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	200百万円	資本金	100百万円
		資本準備金	100百万円
資産合計	200百万円	負債・純資産合計	200百万円

(3) 吸収分割承継会社の設立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社は、本吸収分割の効力発生日以後、それぞれ資産の額が負債の額を上回る見込みであり、また、本吸収分割の効力発生日以後の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本吸収分割の効力発生日以後においても、債務の履行の見込みについて問題はないものと判断しております。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2026年10月1日をもって持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、第2号議案が原案どおり承認可決され、本吸収分割契約に従って本吸収分割の効力が発生することを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて2026年10月1日にその変更の効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当社は、株式会社ユニテッドアローズと称し、 英文ではUNITED ARROWS LTD.と表示する。	第1条 当社は、株式会社TABAYAホールディングスと 称し、英文ではTABAYA HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。
(目的)	(目的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、下記の事業を営む会社（外国会社を 含む。）、組合（外国における組合に相当するものを 含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を 所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・ 管理することを目的とする。
1. ~14. (条文省略)	1. ~14. (現行どおり)
(新設)	附則
	(効力発生日)
	1. 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、 2026年6月22日開催予定の定時株主総会に付議さ れる吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決さ れ、当該吸収分割契約に従って吸収分割の効力が発 生することを条件として、2026年10月1日に効力 を発生するものとする。なお、本条の規定は、上記 定款変更の効力発生日をもって削除する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の松崎善則、中澤健夫および田中和安の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しては、指名・報酬等委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	まつ ざき 松崎 善則	代表取締役 社長執行役員 CEO	再任
2	なか ざわ 中澤 健夫	取締役 常務執行役員 CFO 管理本部 本部長	再任
3	た なか 田中 和安	取締役 常務執行役員 開発本部 本部長	再任

再任 再任取締役候補者

1

候補者
番号

まつ ざき よし のり
松 崎 善 則

再任

1974年2月22日生

取締役会への
出席状況

19/19回 (100%)

所有する
当社株式の数

27,685株



略歴、当社における地位、担当

1998年 4月 当社入社
2005年 10月 当社UA本部 UA販売部 部長
2008年 4月 当社BY本部 副本部長 兼 事業戦略部 部長
2012年 4月 当社第一事業統括本部 BY本部 本部長
2012年 7月 当社執行役員 第一事業統括本部 BY本部 本部長
2014年 4月 当社上席執行役員 第一事業統括本部 BY本部 本部長
2018年 4月 当社上席執行役員 第一事業本部 本部長
2018年 6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業本部 本部長
2020年 11月 当社取締役 副社長執行役員 第一事業本部 本部長
2021年 4月 当社代表取締役 社長執行役員 CEO (現任)

重要な兼職の状況

台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長
悠艾(上海)商貿有限公司 董事長

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、店長としてキャリアを重ね、BY本部 本部長としてBY事業の発展に寄与してきた同氏は、2018年6月に取締役に就任し、トレンドマーケット向けの全事業を統括する第一事業本部 本部長として、当社の主力事業をけん引してまいりました。そして、2021年4月に代表取締役 社長執行役員に就任した後は、強いリーダーシップを発揮して、当社グループの経営の最高意思決定および業務執行の統括を担ってまいりました。また、2026年3月期においては、中期経営計画の最終年度として、既存事業の成長拡大、海外事業の拡大等を主導し、これらの取り組みを通じて、単年度目標として定めた経営指標のすべてを達成いたしました。

以上の経歴・実績等により、当社グループの企業価値の最大化に向け、経営全体を統括するにふさわしいものとして、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

候補者
番号

なか ざわ たけ お
中澤 健夫

再任

1971年5月8日生

取締役会への
出席状況 | 19/19回 (100%)

所有する
当社株式の数 | 7,429株



略歴、当社における地位、担当

2004年 7月 当社入社
2010年 4月 当社管理本部 財務経理部 部長
2020年 4月 当社執行役員 財務経理部、計画管理部 担当
2021年 4月 当社執行役員 CFO 管理本部 本部長
2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 CFO 管理本部
本部長 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、一貫して財務・経理部門にてキャリアを重ね、的確な投資判断やリスクコントロール等、当社の財務基盤の整備に寄与してきた同氏は、2023年6月に取締役に就任し、CFO（チーフ ファイナンシャル オフィサー）として当社のリスクマネジメントや管理会計を含む全社の管理機能の統括を担いながら、財務領域の経験および専門知識を元に財務面の安定を維持してまいりました。また、2026年3月期においては、中期経営計画の最終年度として、採算性の高い事業ポートフォリオの再構築、株主還元施策を着実に進めました。

以上の経験・実績等により、全社の資本効率向上による企業価値の最大化に向け、当社グループの財務・ガバナンス領域全般を統括するにふさわしいものとして、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

候補者
番号

た なか かず やす
田 中 和 安

1967年3月17日生

再任



取締役会への
出席状況 | 19/19回 (100%)

所有する
当社株式の数 | 8,729株

略歴、当社における地位、担当

2008年 11月 当社入社 UA本部 副本部長
兼 UA本部 ウィメンズ商品部 部長
2013年 4月 当社執行役員 第一事業統括本部 第一SBU本部 本部長
2015年 4月 当社執行役員 第一事業統括本部 第一SBU本部 本部長
兼 UA本部 副本部長
2016年 4月 当社執行役員 UA本部 本部長
2018年 4月 当社執行役員 第一事業本部 副本部長
2019年 4月 当社上席執行役員 第一事業本部 副本部長
2021年 4月 当社執行役員 営業統括本部 本部長
2022年 4月 当社執行役員 CMO 新規開発室 室長
2023年 6月 当社取締役 常務執行役員 CMO 新規開発室 室長
2023年 10月 当社取締役 常務執行役員 CMO 開発本部 本部長
2024年 4月 当社取締役 常務執行役員 開発本部 本部長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社TELMA 代表取締役 社長

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、UA事業やSBU事業の責任者としてキャリアを重ね、同業他社での事業責任者や当社の関係会社における経営経験も活かしながら、当社のウィメンズレーベルの躍進に大きく貢献してきた同氏は、執行役員 営業統括本部 本部長やCMO (チーフ マーチャンダイジング オフィサー) を歴任し、主力事業の収益力の向上や全社の適正な商品調達を推進してきました。また、2026年3月期においては、中期経営計画の最終年度として、新規事業開発を主導し、国内外のアパレルブランドの開拓、非アパレル事業の具現化に向けた施策を実施いたしました。

以上の経歴・実績等により、事業領域の拡大を通じた企業価値の最大化に向け、当社グループの事業開発領域全般を統括するにふさわしいものとして、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者松崎善則氏は、台湾聯合艾諾股份有限公司の董事長および悠艾（上海）商貿有限公司の董事長を、取締役候補者田中和安氏は、株式会社TELMAの代表取締役社長をそれぞれ兼務しており、当社はこれらの会社との間に業務委託取引等の関係があります。その他、各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の全ての役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。なお、本議案における各取締役候補者はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、当該保険契約に係る保険料は当社が全額を負担しており、当該保険契約は各取締役候補者の選任後に同一の内容で更新予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役。以下、本議案において同じ。）の西脇徹、倉橋雄作および鷹野志穂の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、3名の取締役の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	<small>にし わき</small> 西脇 <small>とおる</small> 徹	取締役 常勤監査等委員	再任	社外	独立
2	<small>くら はし</small> 倉橋 <small>ゆう さく</small> 雄作	取締役 監査等委員	再任	社外	独立
3	<small>たか の</small> 鷹野 <small>し ほ</small> 志穂	取締役 監査等委員	再任	社外	独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

1

候補者
番号にし わき とおる
西 脇 徹

1975年7月27日生

再任

社外

独立

取締役会への
出席状況 | 19/19回 (100%)監査等委員会
への出席状況 | 15/15回 (100%)所有する
当社株式の数 | —

略歴、当社における地位、担当

2000年10月 中央青山監査法人 入社
 2004年 7月 財務省 入省
 2007年 8月 野村證券株式会社 入社
 2012年10月 株式会社産業革新機構 入社
 2016年11月 株式会社マツオカコーポレーション 入社
 2017年 6月 同社 常務取締役 IPO推進室 室長
 2019年 6月 同社 代表取締役 副社長 CSO
 2021年12月 株式会社トランザクション・メディア・
 ネットワークス 入社
 2023年 6月 同社 専務取締役 管理本部長
 2024年 6月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任)
 2024年 9月 株式会社サロアードバイザリー 代表取締役(現任)
 2025年 4月 Hamee株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

株式会社サロアードバイザリー 代表取締役
 Hamee株式会社 社外取締役(監査等委員)

社外取締役
在任年数 | 2年(本総会終結時)監査等委員
在任年数 | 2年(本総会終結時)

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

取締役候補者西脇徹氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、公認会計士として監査法人において上場企業の会計監査業務に従事した後、野村證券株式会社における上場審査およびファイナンス実務などを経験してまいりました。さらに、事業会社における上場経験および上場後の取締役として、経理・財務、経営企画、法務・コンプライアンス、人事等の領域において経営指揮の経験を積んでいます。当社において常勤社外取締役として2年間、また監査等委員会委員長および指名・報酬等委員会の委員として2年間務め、これまでの経験、知識等を監査活動の実効性の向上に活かしていただきました。

これらの知見および実績から、当社の健全かつ効率的な経営のさらなる強化に寄与していただけるものと考え、引き続き社外取締役(常勤監査等委員)として選任をお願いするものであります。なお、同氏において、野村證券株式会社との間では何らの取引関係その他の関係も有していないこと、同社自体、当社の主要な取引先でも、当社を主要な取引先とする者でもないこと等から、上記経歴における同社の影響は存在せず、同氏の独立性に問題はないと判断しております。同氏は株式会社東京証券取引所および当社の定める独立役員としての独立性判断基準(※株主総会参考書類末尾)を満たしております。

2

候補者
番号

くらはしゆうさく
倉橋雄作

1980年10月29日生

再任

社外

独立



取締役会への
出席状況

19/19回 (100%)

監査等委員会
への出席状況

15/15回 (100%)

所有する
当社株式の数

—

略歴、当社における地位、担当

2007年12月 弁護士登録 中村・角田・松本法律事務所 入所
2013年9月 オックスフォード大学大学院 修了
(Law and Finance)
2015年1月 中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士
2019年6月 兼松株式会社 社外監査役 (現任)
2020年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2023年4月 倉橋法律事務所 代表弁護士 (現任)
2024年3月 NISSHA株式会社 社外監査役 (現任)
2024年6月 三菱倉庫株式会社 社外監査役 (現任)

重要な兼職の状況

兼松株式会社 社外監査役
倉橋法律事務所 代表弁護士
NISSHA株式会社 社外監査役
三菱倉庫株式会社 社外監査役

社外取締役
在任年数

6年 (本総会終結時)

監査等委員
在任年数

6年 (本総会終結時)

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

取締役候補者倉橋雄作氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、倉橋法律事務所を立ち上げ、その代表弁護士として、訴訟等の紛争案件、M&A、企業再編、企業法務に従事し、特にコーポレートガバナンスに関する深い知見を有しております。また、企業不祥事案件の第三者委員会に参画するなど、調査、経営責任の明確化、抜本的な体制刷新に関与した経験を持っております。当社において社外取締役として6年間、また監査等委員会および指名・報酬等委員会の委員として6年間務め、これまでの経験、知識等を当社のコーポレートガバナンスや内部統制システムの強化に活かしていただきました。

これらの知見および実績から、当社の健全かつ効率的な経営のさらなる強化に寄与していただけるものと考え、引き続き社外取締役 (監査等委員) として選任をお願いするものであります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所および当社の定める独立役員 の独立性判断基準 (※株主総会参考書類末尾) を満たしております。

3

候補者
番号たかのしほ
鷹野志穂

1964年6月20日生

再任

社外

独立

取締役会への
出席状況 | 19/19回 (100%)監査等委員会
への出席状況 | 15/15回 (100%)所有する
当社株式の数 | —

略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 明治乳業株式会社 (現：株式会社明治) 入社
 1990年 9月 イヴ・サンローランパルファム株式会社 入社
 1996年 9月 日本コカ・コーラ株式会社 入社
 1998年 4月 ブーツMC株式会社 入社
 2001年 2月 ロクシタンジャポン株式会社 日本代表ジェネラル
 マネージャー
 2004年 1月 同社 代表取締役 社長
 2015年 4月 同社 代表取締役 会長
 2016年 4月 同社 相談役顧問
 2017年 3月 株式会社エトワ 代表取締役 社長 (現任)
 2018年 6月 森永製菓株式会社 社外取締役
 2019年 3月 藤田観光株式会社 社外取締役
 2021年 7月 カーライル・ジャパン・エルエルシー
 シニアアドバイザー (現任)
 2022年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

株式会社エトワ 代表取締役 社長
 カーライル・ジャパン・エルエルシー
 シニアアドバイザー

社外取締役
在任年数 | 4年 (本総会終結時)監査等委員
在任年数 | 4年 (本総会終結時)

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

取締役候補者鷹野志穂氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、食料品業界および化粧品業界における数々の事業会社にて培った、マーケティング、ブランディング、新商品開発等に関する豊かな経験と、長年の経営者としての深い知見を有しております。当社において社外取締役として4年間、また監査等委員会および指名・報酬等委員会の委員として4年間務め、これまでの経験、知識等を当社の属する業界にとらわれない幅広い見地からの経営全般に関する客観的、中立的な助言等をいただきました。

これらの知見および実績から、当社の健全かつ効率的な経営のさらなる強化に寄与していただけるものと考え、引き続き社外取締役 (監査等委員) として選任をお願いするものであります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所および当社の定める独立役員独立性判断基準 (※株主総会参考書類末尾) を満たしております。

- (注) 1. 取締役候補者西脇徹氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性の基準および後記（株主総会参考書類末尾）の「当社の独立役員の独立性判断基準」のいずれも満たしております。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役候補者西脇徹氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、取締役候補者西脇徹氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社のすべての役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。なお、取締役候補者西脇徹氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏はすでに当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合には引き続き被保険者となります。当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、当該保険契約は各取締役候補者の選任後に同一の内容で更新予定であります。
5. 当社は、取締役候補者西脇徹氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、取締役候補者西脇徹氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第6号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

かに さわ とおる
蟹 澤 徹

1973年7月10日生

所有する
当社株式の数

—



略歴、当社における地位、担当

2004年 1月 当社入社
2014年 4月 当社総務法務部 部長
2018年 10月 当社内部統制室 室長
2022年 4月 当社RC推進部 部長
2023年 4月 当社経営企画部 部長
2024年 7月 当社内部監査室 室長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、総務法務部門にて業務に従事した後、総務法務部長に就任し、以降、内部統制、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部監査各部門の責任者として業務の幅を広げ、守りのガバナンス強化に長年にわたり貢献するとともに、経営企画部門の責任者として当社の事業成長にも貢献してまいりました。

これらの経験を通じて、コーポレートガバナンス全般に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かした取締役の職務執行に対する監督、助言等が期待できることから、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者蟹澤徹氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
3. 当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社のすべての役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。なお、候補者蟹澤徹氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約に係る保険料は当社が全額を負担いたします。

以上

(ご参考) 取締役および執行役員の専門性と経験 (スキルマトリックス)

本定時株主総会終了後の経営体制

◎：主に担当する領域／○：知見を有する領域

		企業経営	事業運営	R&D 事業開発 クリエイティブ	物流	DX	人事 人材開発	法務 リスクコンプライアンス ガバナンス	財務 会計 税務	グローバル	サステナビリティ
取締役	取締役 CEO 松崎善則	◎	◎	○		◎		○		◎	○
	取締役 CFO 中澤健夫	◎					◎	◎	◎		
	取締役 COO 田中和安	◎	◎	◎	○						
	社外取締役 西脇徹	○						○	○		
	社外取締役 倉橋雄作	○						○	○		
	社外取締役 鷹野志穂	○		○						○	
執行役員	CCO (*1) 松本真哉		○	◎							○
	CHRO (*2) 山崎万里子		○				◎				
	CLO (*3) 谷川直樹			○	◎					○	○
	CCO (*4) 板谷迅		◎	○							
	CMO (*5) 岩町祐貴		◎	○							
	CGSO (*6) 森本裕史		◎	○						◎	
	CSO (*7) 伊東治彦		○	○	○	○		○			◎

(*1) CCO：チーフ クリエイティブ オフィサーの略称

(*2) CHRO：チーフ ヒューマンリソース オフィサーの略称

(*3) CLO：チーフ ロジスティクス オフィサーの略称

(*4) CCO：チーフ カスタマー オフィサーの略称

(*5) CMO：チーフ マーチャンダイジング オフィサーの略称

(*6) CGSO：チーフ グローバルストラテジー オフィサーの略称

(*7) CSO：チーフ サステナビリティ オフィサーの略称

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

(ご参考) 当社の独立役員の独立性判断基準

当社は、「独立役員の独立性判断基準」を以下のとおり定め、次に掲げる項目のいずれにも該当しない場合には、当社から十分な独立性を備えているものとみなします。

- ①当社の大株主（注1）またはその業務執行者
- ②当社を主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③当社の主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④当社の主要な借入先（注4）またはその業務執行者
- ⑤当社またはその子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑥当社の直近の1事業年度において、1,000万円を超える寄付を当社またはその子会社から受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑦当社またはその子会社の業務執行者が、現任の社外取締役または社外監査役として選任されている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧最近3年間において、①から⑦までのいずれかに該当していた者
- ⑨次のi) からiii) までのいずれかに掲げる者（ただし、重要でない者を除く。）の近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）
 - i) ①から⑧までに掲げる者
 - ii) 当社の子会社の業務執行者
 - iii) 最近3年間において、ii) または当社の業務執行者に該当していた者

(注) 1. 「大株主」とは、当社の議決権の10%以上を直接または間接に保有する者をいいます。

2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社の取引先であって、当該取引先の直近の1事業年度において、取引額につき1億円または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い金額を超える金額の支払いを当社またはその子会社から受けた者をいいます。

3. 「当社の主要な取引先」とは、当社の取引先であって、当社の直近の1事業年度において、取引額につき当社グループの連結売上高の2%を超える金額を当社またはその子会社に支払った者をいいます。

4. 「当社の主要な借入先」とは、当社の借入先であって、当社の直近の事業年度の末日において、当社グループの連結総資産の2%を超える借入額に係る貸付債権を当社またはその子会社に対して有している者をいいます。

5. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の合計が当社の直近の3事業年度の平均で年額1,000万円を超えるものをいいます。

以上

Business Report

事業報告

Business Report

事業報告

2025年4月1日から2026年3月31日まで

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループにおける主要な事業(ストアブランド)のコンセプト等は以下のとおりとなります。

株式会社ユニテッドアローズ

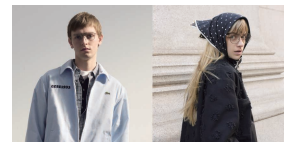


ユニテッドアローズ Concept

／ 「ユニテッドアローズ」はファッションを通した新しい日本の生活文化の創造を目指して「豊かさ・上質感」をキーワードに、大人に向けたドレス軸のライフスタイルを提案するセレクトショップです。日本と西洋の文化・伝統を融合したトラッドマインドで、世界中から選び抜いた品とオリジナル企画商品を、心地よい空間で、良質な接客・サービスを通してご提供します。



BEAUTY & YOUTH
UNITED ARROWS



ビューティー&ユース ユニテッドアローズ Concept

／ 質にこだわり清潔感と品位に裏付けられた「美しさ」。年齢にとらわれず自由な発想や知的好奇心から得る「若々しさ」。時代 / 次代の本質的な「美しさ」と「若々しさ」を継ぐこと、そして、その生活を豊かにすることを目的とした、エモーショナルな感覚で品ぞろえされたセレクトショップです。



ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング Concept

- ／ Be happy ～ココロにいいオシャレな毎日～
訪れるたびに新しい発見があって、心が豊かになる「モノ」「コト」を提案するブランドです。自分らしく心地よい毎日を過ごしたいと願う男女に向けて、ほどよいトレンド感のあるビジネス・カジュアルウエア、キッズウエア、生活雑貨を展開しています。

※株式会社ユナイテッドアローズは、ターゲットとするお客様層を2つのマーケットに分類して事業を展開しております。トレンドマーケット(客単価1万円台半ば以上)向けには「ユナイテッドアローズ総合店」「ユナイテッドアローズ」「ビューティー&ユース ユナイテッドアローズ」「ドゥローワー」等を展開し、ミッド・トレンドマーケット(客単価1万円前後)向けには「ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」「シテン」を展開しております。

株式会社BOOT BLACK JAPAN

Brift H
Shoes Lounge



ブリフトアッシュ Concept

- ／ 2008年6月に東京・南青山の骨董通りに開店した靴磨き専門店。世界初のカウンタースタイルを導入し、お客様の目の前で靴を磨くサービスを提供しています。「世界の足元に革命を」をモットーに靴磨きの価値向上と職人の地位向上を目指し、靴磨き用品の製造・販売、イベント出演、セミナーや講演活動など、多岐にわたる事業を展開しています。

※台湾聯合艾諾股份有限公司では、「ユナイテッドアローズ総合店」「ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」「ユナイテッドアローズ アウトレット」を展開しております。
※悠文(上海)商貿有限公司では、「ユナイテッドアローズ総合店」を展開しております。



UNITED ARROWS
OUTLET

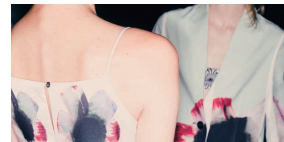


ユナイテッドアローズ アウトレット Concept

- ／ メンズ・ウィメンズの綺麗めアイテムからカジュアルアイテムに至るまで、当社のストアブランドが一堂に並ぶ品揃えが魅力。靴、バッグなどの小物類とのトータルコーディネートも可能です。

株式会社TELMA

TELMA



テルマ Concept

- ／ 「手の仕事と向き合う服・時代を超える美しい服」
産地の知恵、受け継がれる伝統技術、服作りに関わる人たちの想いを起点に時代を超え、次代をつくる美しい服を目指す。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に緩やかな回復基調の動きがみられました。一方で、物価上昇の継続による個人消費への影響や、中東情勢、金融資本市場の変動、米国の通商政策等の動向から、先行きについては不透明な状況が続いております。衣料品小売業界は、円安基調の継続に伴う仕入れコストの上昇に加え、慢性的な労働力不足など引き続き厳しい事業環境におかれましたが、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しや、インバウンド需要の継続的な取り込みにより、業界全体としては緩やかな回復基調の動きがみられました。

このような状況の下、当社は2033年3月期を最終年度とする長期ビジョン「美しい会社ユニテッドアローズ、真善美を追求し続けることでサステナブルな社会の実現に貢献し、お客様に愛され続ける高付加価値提供グループになる」とともに、その達成を目指して2026年3月期を最終年度とする中期経営計画「感動提供 お客様と深く広く繋がる」を策定し、3つの戦略を推進しています。

中期経営計画最終年度となる2026年3月期は「新しい価値提供を加速する」を経営方針に掲げ、3つの戦略により長期ビジョンと中期経営計画の実現を目指しました。

1つ目のUA CREATIVITY戦略では、既存事業の成長拡大、ブランド力の強化、株式会社コーエンの再成長に向けて取り組んでまいりました。既存事業の成長拡大では、気候変動の常態化を前提としたMDに一段階進化させました。長い夏を前提としたシーズンMDへの修正や冬物アウターの売上に依存しない構造への転換を進め、単体の小売及びネット通販既存店売上高が前期比6.8%増と前年を上回る水準となりました。売上総利益率については、商品クオリティの向上に伴う販売単価の引き上げに加え、事業特性や価格帯別の需要動向を踏まえた精緻な価格設定を継続したことにより、前年から0.3ポイント良化しております。株式会社コーエンは、2026年3月2日付で当社保有の全株式をジーエット株式会社へ譲渡を完了しております。

2つ目のUA MULTI戦略では、業容拡大に向けた事業開発やグローバル展開の拡大によって、当社の価値提供の領域を広げ、お客様層を拡大させることを目指しました。新業態のブランドとして、韓国発のバッグブランド「OSOI」では日本国内初のブランド単独実店舗を2店舗オープンしたほか、ライフスタイルセレクトショップ「NICE WEATHER (ナイスウェザー)」も実店舗を3店舗オープンしています。グローバル展開の拡大に向けては、2025年1月の中国大陸、上海地区への出店に続き、2026年3月に深圳地区に2店舗目を出店しました。同月に台湾で15店舗目の出店、タイではフランチャイズ2号店の出店をするなど、着実に取り組みを進めています。2025年9月には自社運営の越境ECサイト「ユニテッドアローズ グローバル オンライン」をオープンしており、海外における当社ブランドの認知向上および販路拡大を目指し続けます。

3つ目のUA DIGITAL戦略では、中期経営計画の最終年度として、OMO（*）の推進とサプライチェーンの最適化に取り組み、既存事業の成長を支える基盤整備に注力しました。OMOの推進において、UAクラブ会員を中心とした顧客基盤の拡充を図り、会員売上が前年から2桁増となりました。過去1年に買上実績のあるアクティブ会員数の着実な増加に加え、年間で複数回購入される会員の比率も向上するなど各指標が安定的に伸長し、顧客基盤の強化につながっています。サプライチェーンの最適化については、商品原価に関する情報の一元管理の取り組みを開始しました。最適な生産背景を構築し、調達コストの抑制を図ります。加えて、実店舗とネット通販サイトへの在庫配分の精度を向

上させ、販売機会ロスの縮小や物流コストの低減等を見込んでいます。

(*) OMO：Online Merges with Offlineの略。オンラインとオフラインの融合を指す。

出退店については、トレンドマーケットで17店舗の出店、4店舗の退店、ミッド・トレンドマーケットで9店舗の出店、3店舗の退店、アウトレットで1店舗の出店を実施した結果、当連結会計年度末の小売店舗数は230店舗、アウトレットを含む総店舗数は258店舗となりました。

連結子会社の状況については、株式会社コーエン（決算月：1月）は、減収となりました。なお、同社は2026年3月2日付で当社保有の全株式をジーエット株式会社に譲渡したことで連結対象から除外されております。海外子会社の台湾聯合艾諾股份有限公司（決算月：1月）は増収、悠艾（上海）商貿有限公司（決算月：12月）は当連結会計年度より売上を計上しております。

出退店については、株式会社コーエンは3店舗の出店、3店舗の退店、台湾聯合艾諾股份有限公司は4店舗の出店により当連結会計年度末の店舗数は14店舗、悠艾（上海）商貿有限公司は1店舗の出店により当連結会計年度末の店舗数は1店舗となっています。以上により、グループ全体での新規出店数は35店舗、退店数は10店舗、店舗数は株式会社コーエンを連結対象から除外したことで273店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比9.1%増の164,603百万円となりました。売上総利益は前期比9.7%増の86,230百万円となり、売上総利益率は前期から0.3ポイント改善の52.4%となりました。販売費及び一般管理費は、広告宣伝強化による宣伝販促費、賃上げおよび人員増に伴う人件費、出店増および本社移転にともなう減価償却費、システム償却費等が増加したことで、前期比9.1%増の77,103百万円、売上高構成比は前期と同水準の46.8%となりました。以上により、当連結会計年度の営業利益は9,126百万円（前期比14.3%増）、経常利益は9,313百万円（前期比9.1%増）となりました。株式会社コーエンの全株式をジーエット株式会社へ譲渡したことによる関係会社株式売却損も含め特別損失を1,974百万円計上する一方、過年度に税務上損金不算入としていた当該会社に係る株式評価損および、貸倒引当金繰入額について損金算入したため、親会社株主に帰属する当期純利益は6,112百万円（前期比42.7%増）となりました。

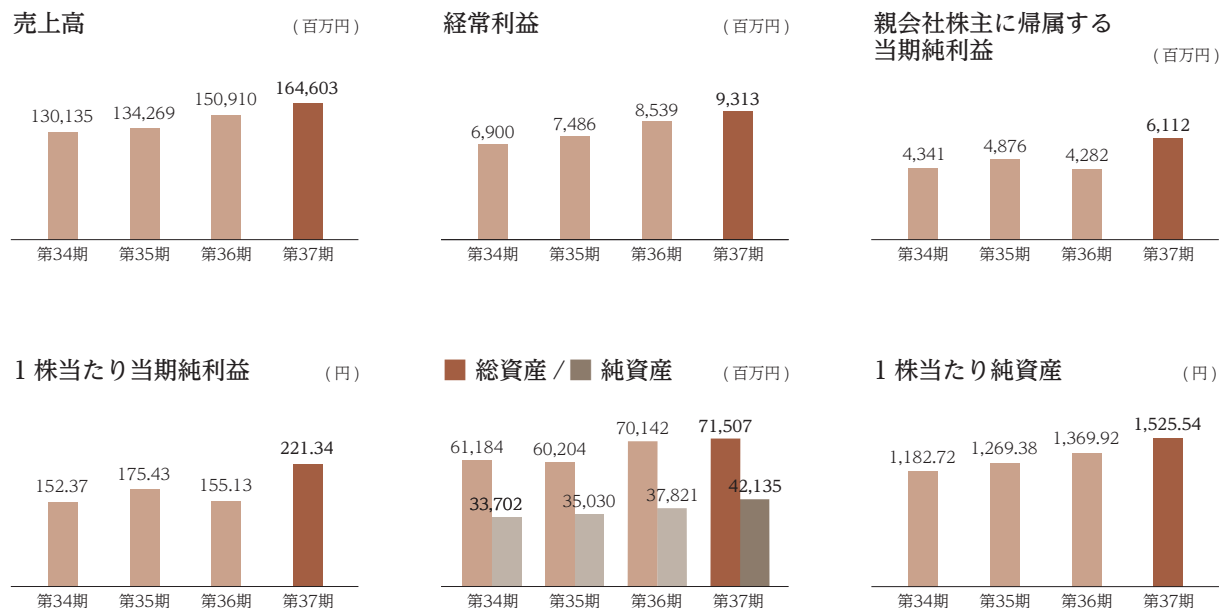
②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は10,353百万円であり、その主なものは、新規出店および既存店舗の改装投資ならびにソフトウェアへの投資によるものであります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第34期 (2023年3月期)	第35期 (2024年3月期)	第36期 (2025年3月期)	第37期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	130,135	134,269	150,910	164,603
経常利益 (百万円)	6,900	7,486	8,539	9,313
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,341	4,876	4,282	6,112
1株当たり当期純利益 (円)	152.37	175.43	155.13	221.34
総資産 (百万円)	61,184	60,204	70,142	71,507
純資産 (百万円)	33,702	35,030	37,821	42,135
1株当たり純資産 (円)	1,182.72	1,269.38	1,369.92	1,525.54

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第37期の株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock)) に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
- 第37期において1株当たり当期純利益の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)に係る自己株式の期中平均株式数は121千株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)に係る自己株式の期末株式数は117千株であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社は、株式会社コーエンについて、2026年3月2日付でジーエット株式会社に全株式を譲渡したことに伴い、連結子会社から除外しております。

会社名	資本金	議決権の所有割合 又は所有割合	主要な事業内容
台湾聯合艾諾股份有限公司	60百万新台幣ドル	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
悠艾（上海）商貿有限公司	800百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の小売

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念および「5つの価値創造」の実現に向け、2023年5月に2033年3月期を最終年度とする長期ビジョン「美しい会社ユニテッドアローズ、真善美を追求し続けることでサステナブルな社会の実現に貢献し、お客様に愛され続ける高付加価値提供グループになる」を発表いたしました。

長期ビジョン達成時におきまして、当社は高感度・高付加価値なライフスタイル提供グループでありたいと考えております。これは、創業以来掲げてきた「日本の生活文化のスタンダードの創造」を体現するものであり、日本において高感度な生活を志向されるお客様にとって、当社が欠かせない存在となることを意味しております。

その実現に向け、当社はファッションを軸とした既存ドメインにおける成長拡大に加え、アパレル以外のライフスタイル領域への進出についても検討・実施し、業容および顧客層の拡大を図ってまいります。これにより、生活文化のスタンダードの創造と長期ビジョンの達成を目指してまいります。

長期ビジョンに基づく2033年3月期の定量目標として、当社は以下の水準を目標としております。

- ・連結売上高：3,000億円
- ・連結営業利益：300億円
- ・連結営業利益率：10.0%

また、持続可能な社会の実現に向け、環境・社会・ガバナンス（ESG）を重視した企業経営の重要性は一層高まっております。当社は、理念体系に位置付けている「5つの価値創造」を基本とし、サステナビリティ課題への取り組みを主体的に推進するため、2020年5月に「サプライチェーン」「資源」「コミュニティ」「人材」「ガバナンス」の5つのテーマを設定いたしました。

さらに、2022年8月には、小売・ファッション業界においてステークホルダーの皆様の関心が特に高い「サーキュラリティ」「カーボンニュートラル」「ヒューマニティ」の3つのカテゴリーについて、2031年3月期を最終年度とする定量目標を設定いたしました。今後も、これらの目標達成に向けた具体的な施策を推進するとともに、その進捗

状況および取り組み内容について積極的に情報開示を行ってまいります。

こうした長期ビジョンの実現に向け、当社は2029年3月期を最終年度とする中期経営計画2026-2028「日本が誇る世界に向けた高感度・高付加価値グループになる」を策定いたしました。

当社は、

- ・ヒト：感動を提供する高い接客力
- ・モノ：高付加価値商品の調達・開発力
- ・ウツワ：好立地な実店舗網と機能的なネット通販基盤

という3つの競争優位性を有しております。これらに加え、高いブランド価値および164万人を超える高感度な顧客基盤といった非財務資産を強みとしております。

これらの強みを最大限に活かし、中高価格帯マーケットにおいて、国内アパレル事業、海外アパレル事業、ならびにアパレル以外も含めたライフスタイル領域において、高感度・高付加価値戦略を推進してまいります。

国内アパレル事業におきましては、「Ⅰ. 高感度顧客満足No.1ブランドになる」をテーマに、既存事業を中心とした成長戦略を推進いたします。海外アパレル事業におきましては、「Ⅱ. 高感度顧客を世界に広げる」をテーマに、中国・台湾を中心とした出店拡大に加え、その他グローバル市場を視野に入れた卸展開を進め、海外売上上の拡大を図ってまいります。アパレル以外も含めたライフスタイル領域におきましては、「Ⅲ. 高感度顧客との新たな接点を築く」をテーマに、M&Aの可能性も視野に入れつつ、当社の顧客基盤に対して新たなライフスタイル提案が可能な事業展開を進めてまいります。

これらの施策を通じて、中期経営計画の最終年度である2029年3月期において、連結売上高1,850億円～1,950億円、営業利益115億円～125億円、ROE 14.3%～15.7%の達成を目指してまいります。

当社は、この中期経営計画の初年度にあたる2027年3月期の経営方針として、「Quality First ～商品・販売・運営の質を高めて高付加価値を提供する～」を掲げております。当該方針のもと、中期経営計画において掲げた以下の3つのテーマに沿い、各施策を着実に推進してまいります。

Ⅰ. 高感度顧客満足No.1ブランドになる

既存事業の成長を通じた市場シェアの拡大および収益性の改善に取り組んでまいります。

Ⅱ. 高感度顧客を世界に広げる

海外事業における売上高、店舗数および顧客数の拡大を図ってまいります。

Ⅲ. 高感度顧客との新たな接点を築く

M&Aや事業開発を通じて高感度顧客層との接点を拡大し、ライフタイムバリュー（顧客生涯価値）の向上を目指してまいります。

2027年3月期の出店計画につきましては、株式会社ユナイテッドアローズにおいて新規出店15店舗、退店1店舗、

期末店舗数272店舗を予定しております。また、台湾聯合艾諾股份有限公司においては新規出店1店舗、期末店舗数15店舗、悠艾（上海）商貿有限公司においては新規出店2店舗、期末店舗数3店舗を見込んでおります。これらの結果、グループ全体では新規出店18店舗、退店1店舗、期末店舗数290店舗となる見通しです。

以上を踏まえた2027年3月期の連結業績予想につきましては、売上高166,180百万円（前期比1.0%増）、営業利益10,000百万円（前期比9.6%増）、経常利益10,083百万円（前期比8.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6,175百万円（前期比1.0%増）を見込んでおります。

また、利益配当につきましては、株主様価値の極大化を経営の重要課題の一つとして認識し、持続的な成長拡大および業績の向上を通じた1株当たり利益の拡大を図ってまいります。配当につきましては、配当性向40%以上を目安とした安定的な累進配当（*）を基本方針とするとともに、株式分割、自己株式の取得および消却等の施策を含め、総合的な株主還元の実現に努めてまいります。

（*）累進配当とは、原則として配当金額を維持または増額する方針を指します。

これらの方針のもと、業績、財務状況および今後の事業投資等を総合的に勘案した結果、2027年3月期の配当予想として、中間配当金を1株につき32円、期末配当金を1株につき60円、年間配当金を1株につき92円（予想配当性向 41.2%）とさせていただきます。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、紳士服・婦人服などの衣料品並びに関連商品の企画、仕入及び販売を行っております。

なお、商品別の売上高及び売上高構成比は次のとおりであります。

商品別	第37期 (当連結会計年度) 2026年3月期		(参考) 第36期 2025年3月期	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
メンズ	48,145	29.2	44,872	29.7
ウィメンズ	79,948	48.6	71,383	47.3
シルバー&レザー	629	0.4	717	0.5
雑貨等	2,619	1.6	2,418	1.6
その他	33,260	20.2	31,518	20.9
合計	164,603	100.0	150,910	100.0

- (注) 1. 「シルバー&レザー」とは株式会社ユナイテッドアローズにおける「CHROME HEARTS」ブランドの銀製装飾品及び皮革製ウェア売上高です。
2. 数量については、商品内容が多岐にわたり、その表示が困難なため記載を省略しております。
3. 「その他」には、アウトレット、催事販売、連結子会社である株式会社コーエン及び台湾聯合艾諾股份有限公司、悠艾（上海）商貿有限公司等の売上高が含まれております。

(6) 主要な事業所及び店舗 (2026年3月31日現在)

①本社 東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号

②本部オフィス 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目18番5号

③店舗

(単位：店)

	期末店舗数		
	第37期 2026年3月期	第36期 2025年3月期	増減
当社グループ計	273	322	△49
株式会社ユナイテッドアローズ	258	238	+20
トレンドマーケット	125	112	+13
ミッド・トレンドマーケット	105	99	+6
アウトレット	28	27	+1
株式会社コーエン	-	74	△74
台湾聯合艾諾股份有限公司	14	10	+4
悠艾（上海）商貿有限公司	1	-	+1

- (注) 1. 株式会社ユナイテッドアローズトレンドマーケットには「ユナイテッドアローズ総合店」「ユナイテッドアローズ」「ビューティー&ユース ユナイテッドアローズ」等が含まれております。
2. 株式会社ユナイテッドアローズミッド・トレンドマーケットには「ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」等が含まれております。
3. 株式会社コーエンは連結の範囲から除外したことに伴い、第37期末店舗数を記載しておりません。

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,904名 (504) 名	192名減 (99) 名減

- (注) 1. 当社グループは紳士服・婦人服等の衣料品ならびに関連商品の企画・販売を行っている単一セグメント・単一事業部門であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を611名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由等により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよびアルバイト従業員の人数は () 内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,825名 (470) 名	75名増 (129) 名増	35.7歳	10.2年

- (注) 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を611名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由等により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよびアルバイト従業員の人数は () 内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	800百万円
株式会社三井住友銀行	600百万円
株式会社みずほ銀行	500百万円

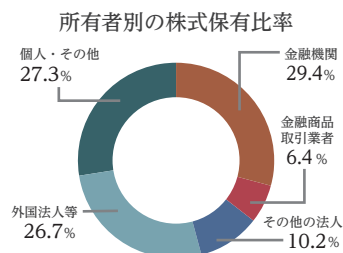
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

①発行可能株式総数	190,800,000株
②発行済株式の総数	30,213,676株
③株主数	23,666名
④大株主（上位11名）	



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,332,500	12.01
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,292,700	11.87
重松 理	2,313,400	8.34
株式会社エー・ディー・エス	2,000,000	7.21
JP JPMSE LUX RE UBSAG LONDON BRANCH EQ CO	774,400	2.79
JPモルガン証券株式会社	721,737	2.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	661,900	2.38
野村信託銀行株式会社 (投信口)	444,700	1.60
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	431,240	1.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	428,000	1.54
瀧定名古屋株式会社	428,000	1.54

(注) 1. 持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか、当社保有の自己株式2,475,612株があります。当該自己株式の株式数には、業績連動型株式給付信託 (BBT-RS) が保有する当社株式117,784株は含んでおりません。

3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	8,202株	4人
監査等委員である取締役（社外取締役）	0株	0人

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

2. 当社取締役の株式報酬の内容につきましては、事業報告46頁「2.(3)⑤取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	松崎善則	社長執行役員 CEO 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長 悠艾(上海)商貿有限公司 董事長
取締役	木村竜哉	専務執行役員 株式会社コーエン 代表取締役 社長
取締役	中澤健夫	常務執行役員 CFO 管理本部 本部長
取締役	田中和安	常務執行役員 開発本部 本部長 株式会社TELMA 代表取締役 社長
取締役 常勤監査等委員 (社外)	西脇徹	株式会社サローアドバイザリー 代表取締役 Hamee株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 監査等委員 (社外)	倉橋雄作	倉橋法律事務所 代表弁護士 兼松株式会社 社外監査役 NISSHA株式会社 社外監査役 三菱倉庫株式会社 社外監査役
取締役 監査等委員 (社外)	鷹野志穂	株式会社エトワ 代表取締役 社長 カーライル・ジャパン・エルエルシー シニアアドバイザー

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 西脇徹氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 西脇徹氏は、公認会計士の資格を有し、金融機関等での業務経験も有することから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役 (監査等委員) 西脇徹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 西脇徹氏、倉橋雄作氏および鷹野志穂氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
木村竜哉	2026年3月31日	辞任	専務執行役員 株式会社コーエン 代表取締役 社長

③責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

④役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の全ての役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の一定の免責事由があります。また、当該保険契約に係る保険料は当社が全額を負担しております。

⑤取締役の報酬等

a. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の種類別の額			
		基本報酬	業績連動報酬等 (金銭報酬)	業績連動報酬等 (非金銭報酬)	計
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	4名	113百万円	47百万円	53百万円	213百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	35 (35)	－ (－)	－ (－)	35 (35)
合計	7	148	47	53	248

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、2026年3月31日に辞任した取締役1名を含んでおります。
 2. 業績連動報酬等（非金銭報酬）は、当事業年度における業績連動型株式給付信託（BBT-RS）に係る費用計上額を含んでおります。
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 4. 取締役報酬に関する株主総会における決議内容は以下のとおりとなります。

区分	報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	株主総会終結時点の 役員の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	金銭報酬	年額350百万円以内 (使用人分給与を含まない。)	2020年6月19日 第31回定時株主総会	取締役6名
	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)	年額450百万円以内	2020年6月19日 第31回定時株主総会	取締役6名
	非金銭報酬 (業績連動型株式給付 信託（BBT-RS）)	3事業年度当たり165,600ポ イントを上限とする	2023年6月26日 第34回定時株主総会	取締役4名
取締役（監査等委員）	金銭報酬	年額200百万円以内	2016年6月23日 第27回定時株主総会	取締役（監査等委員）3名

5. 金銭による業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、株主の皆様の関心が高い指標であり、かつ業績を評価する上で適切な指標であることから、連結営業利益の期初計画達成度としてしています。なお、業績連動報酬等の額の算定方法は、事業報告47頁「2.(3)⑤b.取締役の報酬等の内容の決定に関する方針 (iii) 役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）に関する業績指標の内容および報酬等の額の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当該業績指標に関する実績としまして、当事業年度の連結営業利益額が9,126百万円であったことから、達成度は101.4%となり、これに各取締役の個別評価を加味して決定いたします。
6. 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の内容は、当社の株式であり、割当の際の条件等は、当社第34回定時株主総会事業報告47頁「2.(3)⑤b. (iii) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）に関する業績指標の内容、報酬等の内容および報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。なお、2023年6月26日開催の当社第34回定時株主総会第3号議案を決議いただいたことにより、当該報酬枠は廃止しています。
7. 非金銭報酬（業績連動型株式給付信託（BBT-RS））の内容は、業績連動型株式報酬（株式給付信託（BBT-RS））であり、ポイント付与や業績連動に関する条件等は、事業報告48頁「2.(3)⑤b.取締役の報酬等の内容の決定に関する方針 (iv) 株式報酬（非金銭報酬等（業績連動報酬等に該当する株式報酬を含む。））に関する業績指標の内容、報酬等の内容および報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。なお、当該報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、中期経営計画に定める経営目標と紐付け、連結営業利益額と連結自己資本利益率（ROE）としており、当該事業年度の連結営業利益額は9,126百万円であり、連結自己資本利益率（ROE）は15.3%であります。
8. 当社の非業務執行取締役については、金銭による基本報酬のみを支給しております。

b. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(i) 基本方針

当社の役員報酬は業績向上による持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資することを基本方針とし、役割、職務、職位に見合う報酬基準および報酬構成となるよう設計いたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち代表取締役を含めた業務執行取締役の報酬は、役割、職務、職位の報酬基準に基づいて設定した固定報酬、各事業年度の会社業績や個々が設定する業務目標の達成度等の短期業績を反映した役員賞与、中長期業績を反映した株式報酬（株式給付信託（BBT））により構成するものとします。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬については、月額固定報酬によるものとし、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、同業他社または同規模の他社の報酬水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮した上で、役割、職務、職位の報酬基準に基づいて決定いたします。

(iii) 役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）に関する業績指標の内容および報酬等の額の算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の役員賞与の額については、取締役報酬テーブルに定められた基本賞与額に対象事業年度の連結営業利益の期初計画達成度を乗じて算定し、各業務執行取締役の個別評価を勘案した上で決定します。各業務執行取締役への配分は、取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど賞与係数（基本報酬と賞与の総額に占める賞与の割合）も高くなるよう設定されており、単年度経営目標に対するコミットメントをより強めることを目的としています。なお、連結営業利益が当初業績予想に対して一定の水準を下回る場合、賞与は原則として支給されません。役員賞与が支給される場合の支給額案については、指名・報酬等委員会の諮問を経て、取締役会において決定され、事業年度末日から一定期間内に支給されるものとします。

- (iv) 株式報酬（非金銭報酬等（業績連動報酬等に該当する株式報酬を含む。））に関する業績指標の内容、報酬等の内容および報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の株式報酬は、株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的とし、取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど報酬全体に占める割合が高くなるよう設定されており、当社および当社グループ会社の取締役および執行役員を退任するまで譲渡制限が付される譲渡制限付株式報酬ならびに、中期経営計画の達成に向けたコミットメントを強める目的から、中期経営計画の達成度合いに応じて支給される業績連動株式報酬により構成されます。

譲渡制限付株式報酬は、中期経営計画の対象期間中、当社の業務執行取締役に就任していることを条件に、毎年の定時株主総会において業務執行取締役として選任される度に付与されるものとし、付与される株式数は取締役の役割、職務、職位の報酬基準に基づいて決定され、当社および当社グループ会社の取締役および執行役員を退任するまでの間、譲渡に対する制限が付されています。

また、業績連動株式報酬については、当社の連結営業利益額および連結自己資本利益率（ROE）の達成度を基本指標としますが、その対象となる中期経営計画において、その他の指標を取締役会が設定した場合には、その指標も含めて算定し、中期経営計画の対象期間終了後に在任期間に合わせて付与されます。

なお、譲渡制限付株式報酬と業績連動株式報酬のいずれについても、付与対象である業務執行取締役に於いて、株主総会もしくは取締役会において解任の決議をされた場合のほか、在任中はもちろん退任後であっても、在任中に一定の非違行為や会社に損害が及ぶような不適切行為等が見られた場合には、取締役会の決議に基づき、当該者が受領した株式および金銭に相当する経済価値の返還を請求することができるものとしています。

以上の株式報酬は、当社が設定した信託が当社株式を取得し、対象となる取締役に於いて当社株式を交付する株式交付信託によって支給されます。具体的には、取締役会で定めた役員株式給付規程に基づき、付与対象である業務執行取締役に於いて取締役の役割、職務、職位の報酬基準に応じてポイントを付与し、付与を受けたポイント数に応じて、取締役会で定めた役員株式給付規程に従って算出された株式数の当社株式を交付するものです。

- (v) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の役員報酬の報酬構成は「固定報酬」、「役員賞与」および「株式報酬」（「譲渡制限付株式報酬」・「業績連動型株式報酬」）で構成しております。「役員賞与」および「株式報酬」が標準額であった場合、報酬構成は以下の方針で決定いたします。

報酬構成割合	固定報酬 48～58%程度	役員賞与 20～22%程度	譲渡制限付株式報酬 11～15%程度	業績連動型株式報酬 11～15%程度
	金銭		株式	

- (注) 1. 取締役の職務等に応じて、構成比率は異なります。
 2. 上記の図は一定の会社業績および当社株価をもとに算出したイメージであり、会社業績の変動等に応じて上記割合も変動します。
 3. 各業績連動報酬の評価指標は下記のとおりです。

金銭報酬	株式報酬
連結営業利益達成率	連結営業利益達成率、連結自己資本利益率 ※その他取締役会で定めた指標

(vi) 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区分して、株主総会において定められた総額の範囲内において、各取締役へ配分するものとします。そのうち、基本報酬（金銭報酬）は、月額固定報酬のため、年俸の12分の1を月給として、毎月所定の日付に支給されるものとします。なお、役員賞与（業績連動報酬等に該当する金銭報酬）および株式報酬（非金銭報酬等（業績連動報酬等に該当する株式報酬を含む。））の支給のタイミングは、上記（iii）および（iv）のとおりです。

(vii) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

当社は、独立社外取締役の適切な助言を得ることで、報酬等の決定に関する透明性および公正性をより向上させるため、指名・報酬等委員会を設置しております。当社の監査等委員以外の取締役の個別の報酬決定手続としては、上記方針に従い、株主総会の承認によって定められた枠内で、取締役会の決議に基づき決定しています。かかる決定に際しては、指名・報酬等委員会の諮問を経て、その審議および答申内容を踏まえることとしております。なお、指名・報酬等委員会は、上記に加え、取締役報酬等に関する方針、構成、報酬テーブルや算定ルールについての妥当性の検証や改定案の提示等を行います。

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役会は、代表取締役 社長執行役員 松崎善則氏に対し、各取締役の役員賞与（業績連動報酬等）の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務執行等の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容等の決定にあたっては、事前に指名・報酬等委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（常勤監査等委員）西脇徹氏は、株式会社サローアドバイザリーの代表取締役およびHamee株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）倉橋雄作氏は、倉橋法律事務所の代表弁護士、兼松株式会社、NISSHA株式会社および三菱倉庫株式会社の社外監査役であります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）鷹野志穂氏は、株式会社エトワの代表取締役社長およびカーライル・ジャパン・エルエルシーのシニアアドバイザーであります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 常勤監査等委員	西 脇 徹	<p>【取締役 監査等委員会 委員長】 当事業年度に開催した取締役会19回のうち全てに出席し、また監査等委員会15回のうち全てに出席しました。会計監査や財務、法務、コンプライアンス等の幅広い知見や経験から客観的かつ積極的な発言を行っており、監査等委員会 委員長として、中長期的な企業価値向上に資するガバナンス体制を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>【指名・報酬等委員会 委員】 当事業年度に開催した指名・報酬等委員会 9回のうち全てに出席し、同委員として、コンプライアンス等に関する豊富な知見から必要な発言を行っており、客観的・中立的立場で、健全かつ効率的な経営の強化を図ることにに関して、必要十分な監督および助言機能を担っております。</p>
取締役 監査等委員	倉 橋 雄 作	<p>【取締役 監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会19回のうち全てに出席し、また監査等委員会15回のうち全てに出席しました。主に弁護士としての専門的な見地から積極的な発言を行っており、特に法的観点における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>【指名・報酬等委員会 委員長】 当事業年度に開催した指名・報酬等委員会 9回のうち全てに出席し、コーポレートガバナンスや内部統制に関する豊富な知見から必要な発言を行っており、指名・報酬等委員会 委員長として、客観的・中立的立場で、経営体制の強化やサクセッションプラン等の決定プロセスに関して、必要十分な監督および助言機能を担っております。</p>
取締役 監査等委員	鷹 野 志 穂	<p>【取締役 監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会19回のうち全てに出席し、また監査等委員会15回のうち全てに出席しました。主にマーケティング等に関する豊かな経験や長年の経営者としての深い知見から積極的な発言を行っており、特に経営全般における客観的かつ中立的な助言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>【指名・報酬等委員会 委員】 当事業年度に開催した指名・報酬等委員会 9回のうち全てに出席し、同委員として、他社の取締役経験による豊富な知見から必要な発言を行っており、客観的・中立的立場で、経営体制の強化やサクセッションプラン等の決定プロセスに関して、必要十分な監督および助言機能を担っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の詳細および報酬見積りの算定根拠について必要な確認を行い、審議を行った結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
3. 当社の子会社である台湾聯合艾諾股份有限公司および悠艾（上海）商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言業務、並びに、財務デューデリジェンス業務及び税務デューデリジェンス業務を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行状況等から、その適格性や独立性に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づきこれを株主総会に提出いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

- ① 当社は経営理念の実現のために私たちがどのようなころがけで、どのような行動をしていくべきかを表した「ユナイテッドアローズグループ行動規範」を定めている。この「ユナイテッドアローズグループ行動規範」の下、コンプライアンス体制を整備し、業務の健全性を確保することによって当社グループの社会的信頼を確保し、以って経営理念の実現に資するための具体的な手続きとして「コンプライアンス規程」を定める。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて、当社グループへの社会的信頼を確保するための各種の取り組みを推進し、経営理念の実現を企図する。
- ② コンプライアンスを全社的かつ実効的に推進すべく「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する方針、活動計画及び教育計画の検討・承認、並びにコンプライアンス上の課題の検討等を行う。
- ③ コンプライアンス上疑義のある行為が発生・発覚した場合には、取締役、執行役員及び従業員が「内部通報規程」に則り、外部機関に匿名で通報できる「内部通報制度」を設け、どんなに小さな不正や不祥事をも見逃さない企業風土を醸成することとする。また、会社は通報内容を秘匿扱いとし、通報者に対して不利な扱いを行わないこととする。
- ④ 職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により各部署、職責ごとの職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。
- ⑤ 社長直轄の「内部監査室」が定期的に各店舗・各部署の内部監査を実施し、法令、定款への適合状況及び社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。

2. 情報の保存及び管理体制

- ① 「文書管理規程」において、取締役会の議事録を本社にて永年適切に保管しておくことを定める。また、同規程において、当社における経営上重要、秘匿性の高い情報を種別化し、情報種別に応じた保存期間を定め、管理し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制をとる。
- ② システム内に保存されている情報についても、情報システムに関する社内ルール、ガイドラインに基づいて閲覧権限を設定し、経営上の重要情報の保存、管理を徹底することにより、不正アクセスや情報の漏えいを防止する。

3. リスクマネジメント体制

- ① リスクマネジメント体制を整備し、リスクの発生防止またはリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることによって、経営理念の実現に資することを目的として「リスク管理規程」を定める。役職員は、リスクマネジメントを自律的に実践すべく、その業務の執行に際して、経営理念の実現を阻害するリスクの把握と対処に努める。
- ② リスクマネジメントを全社的かつ実効的に推進すべく「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントに関する方針、活動計画及び教育計画の検討・承認、事業環境の変化を踏まえた重要リスクの評価・選定及びその対応策の検討・承認、並びにリスクマネジメント上の課題の検討等を行う。
- ③ 危機発生時には「対策本部」を立ち上げ、情報を集中管理のうえ対応を行うこととする。
- ④ 当社を取り巻く環境変化に伴い、各部門において常にリスク要因の見直しを行うとともに、規程や各種マニュアル整備を継続し、リスクの未然防止と危機発生時の適切な対応の両面からの体制整備を行うこととする。

4. 効率的な職務執行体制

- ① 取締役としての職務執行上の意思決定は、法令及び「取締役会規則」、「職務権限規程」等に則り行われることとする。
- ② 定時取締役会は月1回開催することとし、決議事項の審議と業務の執行状況や業績について報告を受けることとする。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役間で随時打ち合わせを行うこととする。また、原則毎週開催される「経営会議」にて社内取締役が重要事項の討議や決議を行う体制を確立し、十分な議論の場の確保と経営スピードの向上の両立を図る。
- ③ 執行役員制度を導入することにより、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における意思決定と監督機能を強化している。

5. グループマネジメント体制

- ① 子会社については、各社の自主的な運営を重んじつつ「関係会社管理規程」に基づいて子会社管理の基本方針や体制を定め、この規程に沿って、業務上の重要事項についての必要な決裁や報告制度等の管理体制を整備する。また、状況に応じて当社より子会社へ取締役及び監査役を派遣することで、業務の適正化を図るとともに、各子会社における取締役会での報告等を通じて営業面の現況を把握する体制を整備することで業務の効率化を図るものとする。
- ② 当社では、子会社の管理面（規程や職務権限等）や、コンプライアンス、リスクマネジメントの体制整備については、各関係部門が連携して必要に応じて指導、支援を行うと同時に、内部通報制度等の仕組みを子会社へも展開することで、当社グループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
- ③ 当社の「内部監査室」が子会社に対しても内部監査を実施することにより、法令、定款への適合状況や社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。
- ④ 財務報告に係る内部統制は、子会社も含めた必要な体制構築を継続的に行うことで、財務報告の信頼性、ひいては社会的信頼性を確保、向上し続けるものとする。

6. 監査等委員会の監査体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき兼任の使用人を置いており、この使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するためにその任命、異動、評価、懲戒等については監査等委員会と協議の上決定することとする。
- ② 上記使用人への監査等委員会の指示の実効性を確保するために、その使用人への必要な調査権限の付与や各部署の協力体制等を確保することとする。
- ③ 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を与える、あるいは与えるおそれのある重要な事項について当社の監査等委員会又は監査等委員に速やかに報告する。
- ④ 内部監査やリスクマネジメント委員会等で識別されたリスク等は、当社の監査等委員会へ定期的に報告される体制とする。
- ⑤ 当社の監査等委員会又は監査等委員に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として降格や減給等の不利な扱いを受けないことを確保する体制とし、その旨を周知徹底する。
- ⑥ 当社の監査等委員会又は監査等委員は、当社グループの取締役会等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、各社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて各社の取締役、執行役員及び従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりすることができる。
- ⑦ 当社の監査等委員会は、会計監査人、弁護士その他の外部アドバイザーを適宜活用できる。
- ⑧ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときには、その費用等が職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。なお、業務の適正を確保するための体制については、運用状況を定期的に確認した上で、必要に応じて見直しを行っております。

1. リスク管理およびコンプライアンスに関する体制の運用状況

- ① 当事業年度は、定例の「リスクマネジメント委員会」を月次開催し、同委員会の中で特に「経営戦略」、「情報セキュリティ」および「コンプライアンス」などに関するリスクに焦点を当てた情報共有や討議を行いました。また、定例の「コンプライアンス委員会」も月次開催し、それらの活動内容の概要は期初の取締役会および監査等委員会にも報告されています。
- ② 内部通報制度の従業員への浸透を促進するため、内部通報窓口の案内を含む周知啓発メールを定期的に発信しました。また、内部通報制度の周知状況を図るべく、人事部主導で全従業員を対象とした「従業員意識調査」を毎年実施するなど、内部通報制度を適切に運用しています。
- ③ 全社的な取り組みとして、職種に応じたWebテストやコンプライアンス研修等の啓発活動を実施するとともに、情報セキュリティ対策として標的型メールに対する訓練や適宜注意喚起のメール発信等を実施しました。
- ④ 「リスク管理規程」に基づき、頻発する自然災害に対する注意喚起や被害状況の迅速な把握を行いました。また、自然災害リスクだけでなく地政学的リスクなどを対象として、事業継続計画（BCP）および関連するマニュアルの総合的な見直しや訓練を実施しました。

2. 職務執行の適正および効率性の確保に関する体制の運用状況

- ① 当事業年度においては、取締役会を19回（うち定時取締役会12回、臨時取締役会7回）開催しました。中期経営計画や単年度経営方針に基づいた活発な意見交換が行われ、適切な意思決定と監督機能の実効性が確保されています。
- ② 取締役および執行役員を対象とした役員研修を実施し、実効性の向上に向けた取り組みを行いました。

3. 当社グループの管理体制の運用状況

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、適宜、当社と子会社の管理担当者との情報共有を図ることによって、グループとしての業務の適正と効率的な運営に繋がりました。なお、上記「リスクマネジメント委員会」および「コンプライアンス委員会」には、主要な関係会社の管理担当役員も参加しました。
- ② 子会社の規程類を随時見直し、グループとしての統一運用を図るべき部分については改定を実施いたしました。また、法改正等への対応についてはグループ全体で漏れなく規程改定が行われるよう、関係各部にて連携しつつ対応を行いました。
- ③ 当社「内部監査室」が主要な子会社に対して継続して内部監査を実施することによって、内部統制システムの維持に繋がっています。
- ④ 主要な子会社については、同社の幹部社員に対するリスクヒアリング・アンケート等を実施し、重要なリスクを把握する等、リスク管理の強化に努めています。

4. 監査等委員会の監査体制の運用状況

- ① 当事業年度においては、監査等委員会を15回（うち定時監査等委員会12回、臨時監査等委員会3回）開催しました。
- ② 内部通報制度等により把握された当社グループのコンプライアンス上疑義のある行為や、「リスクマネジメント委員会」等で識別されたリスクについては、監査等委員会に対して適宜報告されています。
- ③ 「三様監査体制」に基づき各種情報交換等を進めてまいりました。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	44,292
現金及び預金	3,461
売掛金	190
商品	26,940
貯蔵品	498
未収入金	12,058
その他	1,143
固定資産	27,214
有形固定資産	10,914
建物及び構築物	7,777
機械及び装置	1,108
土地	569
建設仮勘定	59
その他	1,399
無形固定資産	4,908
ソフトウェア	4,820
ソフトウェア仮勘定	60
その他	26
投資その他の資産	11,391
関係会社株式	199
長期貸付金	1,000
関係会社長期貸付金	19
差入保証金	6,595
繰延税金資産	2,127
その他	1,448
資産合計	71,507

科目	金額
負債の部	
流動負債	25,028
買掛金	11,771
電子記録債務	1,286
短期借入金	1,900
未払金	5,547
未払法人税等	247
賞与引当金	2,528
役員賞与引当金	44
株式給付引当金	116
資産除去債務	129
その他	1,457
固定負債	4,342
資産除去債務	4,181
株式給付引当金	23
その他	137
負債合計	29,371
純資産の部	
株主資本	42,432
資本金	3,030
資本剰余金	4,538
利益剰余金	41,876
自己株式	△7,012
その他の包括利益累計額	△296
為替換算調整勘定	△296
純資産合計	42,135
負債純資産合計	71,507

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
売上高	164,603
売上原価	78,373
売上総利益	86,230
販売費及び一般管理費	77,103
営業利益	9,126
営業外収益	320
受取利息	11
保険配当金	35
為替差益	146
受取賃貸料	8
その他	118
営業外費用	133
支払利息	40
賃貸費用	1
持分法による投資損失	23
その他	68
経常利益	9,313
特別損失	1,974
固定資産除却損	137
減損損失	713
本社移転費用	70
関係会社株式売却損	1,050
その他	2
税金等調整前当期純利益	7,339
法人税、住民税及び事業税	1,149
法人税等調整額	77
当期純利益	6,112
親会社株主に帰属する当期純利益	6,112

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位: 百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日 残高	3,030	4,538	37,594	△7,040	38,122
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,830		△1,830
親会社株主に帰属する当期純利益			6,112		6,112
自己株式の取得				△0	△0
株式給付信託による自己株式の処分				27	27
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,282	27	4,309
2026年3月31日 残高	3,030	4,538	41,876	△7,012	42,432

項目	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2025年4月1日 残高	△300	△300	37,821
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,830
親会社株主に帰属する当期純利益			6,112
自己株式の取得			△0
株式給付信託による自己株式の処分			27
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	4	4	4
連結会計年度中の変動額合計	4	4	4,314
2026年3月31日 残高	△296	△296	42,135

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 台湾聯合艾諾股份有限公司

悠艾（上海）商貿有限公司

なお、株式会社コーエンについては、2026年3月に株式譲渡が完了しているため、連結子会社ではなくなりました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 2社

主要な会社等の名称

非連結子会社 (株)BOOT BLACK JAPAN

(株)TELMA

なお、株式会社TELMAについては、新たに子会社を設立したことから、当連結会計年度より、持分法を適用した非連結子会社に含めております。

上記2社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないことから、持分法を適用した非連結子会社としております。なお、上記2社の決算日は連結決算日と異なっており、連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち台湾聯合艾諾股份有限公司の決算日は、1月31日であります。また、悠艾（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(b) デリバティブ取引により生ずる債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

(c) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …………… 総平均法
貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 建物（建物附属設備は除く）
・2007年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。
・2007年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
建物以外
・2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
・2007年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
無形固定資産 …………… ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(c) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

(d) 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産・負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ 収益の計上基準

(a) 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

(商品の販売) 顧客に商品を引き渡す履行義務

(自社マイル) 顧客が保有するマイルから交換したクーポン(以下、マイルクーポン)を行使した時に値引き等を提供する履行義務

(b) 企業が当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点)

(商品の販売) 顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、インターネット等の通信販売及び卸売については商品を出荷した時点で収益を認識しております。

(自社マイル) 顧客がマイルクーポンを行使した時点で収益を認識しております。

(c) 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別

(代理人取引) 一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
商品	26,940
商品評価損	171

(注) 商品評価損は洗替法による戻入額相殺後の額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価についての判断にあたり、過去実績及び将来の在庫消化予測に基づく棚卸資産評価を実施しており、商品ブランド別に在庫年齢単位で分類されたグループ毎の原価割れ販売実績率及び在庫消化見込み額を算定しております。

当連結会計年度における商品の取得原価からの簿価の切下額は1,347百万円であります。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の原価割れ販売実績率及び在庫消化額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品の簿価の切下額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	10,914
減損損失	713

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損判定を実施する際の回収可能価額は、取締役会にて承認された翌連結会計年度の予算及び中期経営計画等の将来業績予測を基礎とする使用価値に基づき算定しております。これを超える期間（新規出店もしくは全面改装を起算とし10年経過する時点まで）のキャッシュ・フローについては、一定の売上高成長率を用いております。なお、使用価値は、見積キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより評価しております。

なお、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、2023年6月26日開催の第34回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び委任契約を締結している執行役員（以下、「取締役等」という。）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（= Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。本制度は、当社及び当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであり、当社グループ業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度であります。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設計される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は、275百万円、株式数は117,784株であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	12,370百万円
----------------	-----------

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

契約負債	883百万円
------	--------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,213,676	-	-	30,213,676

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,605,286	47	11,937	2,593,396

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の主な増加は、単元未満株式の買取請求による増加47株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の主な減少は、株式給付信託(BBT-RS)による当社株式の処分11,937株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,275	46	2025年3月31日	2025年6月24日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	554	20	2025年9月30日	2025年12月5日

(注) 1. 2025年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT-RS)が保有する自社の株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2. 2025年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT-RS)が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,913	69	2026年3月31日	2026年6月23日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、紳士服・婦人服等の衣料品並びに関連商品の企画・仕入及び販売等を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。不動産賃貸等物件に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の経済的破綻等によりその一部または全額が回収できないリスクがあります。長期貸付金は貸付先の経済的破綻等によりその一部または全額が回収できないリスクがあります。

営業債務である買掛金ならびに電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で1年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。長期貸付金及び不動産賃貸借物件に係る敷金及び保証金に係るリスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に貸付先・差入先・預託先の財政状態を把握する体制としております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 差入保証金	6,595	5,220	△1,375
(2) 長期貸付金	1,000	983	△17
資産計	7,595	6,203	△1,392

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内	5年超 (百万円)
現金及び預金	3,461	—	—
売掛金	190	—	—
未収入金	12,058	—	—
長期貸付金	—	600	400

(注) 2. 短期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,900	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	5,220	—	5,220
長期貸付金	—	983	—	983
資産計	—	6,203	—	6,203

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金、長期貸付金

差入保証金及び長期貸付金の時価は、リスクフリーレート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (百万円)
小売	115,368
ネット通販	47,385
卸売	890
その他	959
顧客との契約から生じる収益	164,603

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 (5) 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	当連結会計年度
契約負債 (期首残高)	1,755百万円
契約負債 (期末残高)	883百万円

契約負債は主に、顧客への販売に伴って付与する自社マイル(マイルクーポン換算額)及び自社ポイントであり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

また、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,525円54銭
1株当たり当期純利益	221円34銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT-RS (= Board Benefit Trust-Restricted Stock)) に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当連結会計年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)に係る自己株式の期中平均株式数は121,544株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)に係る自己株式の期末株式数は117,784株であります。

10. 企業結合等に関する注記

(株式会社コーエンの株式譲渡)

当社は当社の連結子会社である株式会社コーエン（当社が議決権の100%を所有する子会社、以下、「コーエン」。）について当社が所有する全株式を譲渡する契約を2026年1月29日付で締結し、2026年3月2日付で譲渡いたしました。

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

ジーエット株式会社

②分離した事業内容

アパレル衣料品の企画、製造、販売

③事業分離を行った理由

アパレルおよびウェルネス分野におけるM&Aやブランド再編を積極的に進めているジーエット株式会社、および同社が業務提携をしておりブランド再生支援において長年の知見と実行力を有しているジーエフホールディングス株式会社との連携により、当社の掲げる「選択と集中」方針の実現とコーエンの収益改善が図れるものと認識し、当社が所有するコーエンの全株式を譲渡することといたしました。

④事業分離日

2026年3月2日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

関係会社株式売却損 1,050百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	4,505百万円
固定資産	649百万円
資産合計	5,154百万円
流動負債	3,413百万円
固定負債	489百万円
負債合計	3,903百万円

③会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却損」として特別損失に計上しております。

(3) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 9,031百万円

営業損失(△) △347百万円

11. 重要な後発事象に関する注記

吸収分割について

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行するため、分割準備会社として設立いたしました当社の連結子会社である株式会社ユナイテッドアローズ（以下「承継会社」という。）に対し、2026年10月1日を効力発生日として、当社のグループ管理及びグループ運営に関する事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）を承継させることとし、承継会社との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に基づく吸収分割を「本吸収分割」という。）を締結することを決議いたしました。

(1) 本吸収分割の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ユナイテッドアローズ
本店の所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目18番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 松崎 善則
資本金の額	100百万円
純資産の額	200百万円
総資産の額	200百万円
事業の内容	衣料品・雑貨等の企画・販売 (ただし、本吸収分割の実行前は事業を行う予定はありません。)

(注) 2026年10月1日付で、当社は「株式会社TABAYAホールディングス」に商号を変更予定です。

- ② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
2026年4月1日設立のため、2026年5月11日現在、最初の事業年度は終了していません。
- ③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ユナイテッドアローズ 100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が100%出資する子会社です。
人的関係	当社より取締役及び監査役を派遣しております。
取引関係	事業開始前のため、当社との取引はありません。

(2)本吸収分割の目的

当社は、2023年5月に、2032年（2033年3月期）を目標とする長期ビジョン「美しい会社 ユナイテッドアローズ、真善美を追求し続けることでサステナブルな社会の実現に貢献し、お客様に愛され続ける高付加価値提供グループになる」を発表しました。長期ビジョン達成時において、当社は高感度・高付加価値ライフスタイル提供グループでありたいと考えています。これは創業来掲げている日本の生活文化のスタンダードの創造であり、日本において高感度な生活をするために当社が欠かせない存在であることです。そのためにはファッションを軸にした既存ドメインでの成長拡大に加え、アパレル以外の領域への進出も検討・実施し、業容と顧客層の拡大が不可欠です。持株会社化によって事業の多角化とM&Aを進め、長期ビジョン達成の強固な基盤を築きます。

(3)本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容及びその他の吸収分割契約の内容

① 本吸収分割の方法

当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行います。また、当社は持株会社として引続き上場を維持いたします。

② 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際し、承継会社は、普通株式2,000株を発行し、当社に対して割当交付いたします。

③ その他の吸収分割契約の内容

i) 本吸収分割の日程

吸収分割契約承認(当社：取締役会決議)	2026年5月11日
吸収分割契約承認(承継会社：株主総会決議)	2026年5月11日
吸収分割契約締結	2026年5月11日
吸収分割承認臨時株主総会(承継会社)	2026年6月22日（予定）
吸収分割承認臨時株主総会(当社)	2026年6月22日（予定）
吸収分割効力発生日	2026年10月1日（予定）

ii) 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

iii) 吸収分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

iv) 吸収分割承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社の本件事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務を本吸収分割契約に定める範囲において承継します。なお、債務の承継については併存的債務引受の方法によるものとします。

(4)本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社は、本吸収分割に際し、対価として普通株式2,000株を発行し当社に対して交付いたします。交付株式数は、当社が承継会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて、当社と承継会社との協議により決定したものです。

(5)本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ユナイテッドアローズ
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 松崎 善則
資本金の額	100百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	衣料品・雑貨等の企画・販売

(注) 2026年10月1日付で、東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目18番5号から、「東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号」に本店所在地を変更予定です。

自己株式の取得

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 取得の理由

資本効率の向上、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行

- (2) 取得する株式の種類
当社普通株式
- (3) 取得する株式の数
1,000,000株（上限）
- (4) 株式取得価額の総額
2,000百万円（上限）
- (5) 自己株式取得の期間
2026年5月12日から2026年8月31日
- (6) 取得方法
東京証券取引所における市場買付

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	43,539
現金及び預金	3,423
売掛金	481
商品	26,167
貯蔵品	498
前渡金	62
前払費用	693
未収入金	11,858
その他	352
固定資産	27,636
有形固定資産	10,557
建物及び構築物	7,646
機械及び装置	1,108
工具、器具及び備品	1,173
土地	569
建設仮勘定	59
無形固定資産	4,888
ソフトウェア	4,800
ソフトウェア仮勘定	60
その他	26
投資その他の資産	12,189
関係会社株式	504
長期貸付金	1,000
関係会社長期貸付金	1,705
長期前払費用	1,448
繰延税金資産	2,090
差入保証金	6,525
関係会社貸倒引当金	△1,084
資産合計	71,175

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,772
買掛金	11,726
電子記録債務	1,286
短期借入金	1,900
未払金	5,455
未払費用	63
未払法人税等	247
預り金	126
前受収益	149
賞与引当金	2,513
役員賞与引当金	44
株式給付引当金	116
資産除去債務	129
その他	1,011
固定負債	4,244
株式給付引当金	23
資産除去債務	4,181
その他	39
負債合計	29,017
純資産の部	
株主資本	42,158
資本金	3,030
資本剰余金	4,218
資本準備金	4,095
その他資本剰余金	122
利益剰余金	41,923
利益準備金	31
その他利益剰余金	41,892
自己株式	△7,012
純資産合計	42,158
負債純資産合計	71,175

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	154,109
売上原価	74,045
売上総利益	80,063
販売費及び一般管理費	70,553
営業利益	9,510
営業外収益	563
受取利息	57
保険配当金	35
為替差益	156
受取賃貸料	8
関係会社貸倒引当金戻入益	46
関係会社業務受託収入	153
その他	106
営業外費用	125
支払利息	24
賃貸費用	1
関係会社貸倒引当金繰入額	42
その他	56
経常利益	9,947
特別利益	200
関係会社株式売却益	200
特別損失	2,794
固定資産除却損	137
減損損失	305
本社移転費用	58
関係会社株式評価損	495
関係会社債権放棄損	1,795
その他	2
税引前当期純利益	7,353
法人税、住民税及び事業税	1,137
法人税等調整額	79
当期純利益	6,136

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
2025年4月1日 残高	3,030	4,095	122	31	37,586	△7,040	37,825
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△1,830		△1,830
当期純利益					6,136		6,136
自己株式の取得						△0	△0
株式給付信託による自己株式の処分						27	27
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	4,305	27	4,333
2026年3月31日 残高	3,030	4,095	122	31	41,892	△7,012	42,158

項目	純資産合計
2025年4月1日 残高	37,825
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△1,830
当期純利益	6,136
自己株式の取得	△0
株式給付信託による自己株式の処分	27
事業年度中の変動額合計	4,333
2026年3月31日 残高	42,158

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …………… 総平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……………

建物（建物附属設備は除く）

・ 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定額法によっております。

・ 2007年4月1日以降に取得したものの
定額法によっております。

建物以外

・ 2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法によっております。

・ 2007年4月1日以降に取得したものの
定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産 ……………

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法、それ以外の無形固定資産については定額法によっております。

③ 長期前払費用 ……………

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社貸倒引当金

関係会社に対する債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。

- ④ 役員賞与引当金
役員賞与支給に充てるため、支給対象期間に対応した支給見積相当額を計上しております。
- ⑤ 株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
 - (商品の販売) 顧客に商品を引き渡す履行義務
 - (自社マイル) 顧客が保有するマイルから交換したクーポン(以下、マイルクーポン)を行使した時に値引き等を提供する履行義務
- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)
 - (商品の販売) 顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
ただし、インターネット等の通信販売及び卸売については商品を出荷した時点で収益を認識しております。
 - (自社マイル) 顧客がマイルクーポンを行使した時点で収益を認識しております。
- ③ 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別
 - (代理人取引) 一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
商品	26,167
商品評価損	128

(注) 商品評価損は洗替法による戻入額相殺後の額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価についての判断にあたり、過去実績及び将来の在庫消化予測に基づく棚卸資産評価を実施しており、商品ブランド別に在庫年齢単位で分類されたグループ毎の原価割れ販売実績率及び在庫消化見込み額を算定しております。

当事業年度における商品の取得原価からの簿価の切下額は1,142百万円であります。

なお、当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の原価割れ販売実績率及び在庫消化額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、商品の簿価の切下額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	10,557
減損損失	305

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損判定を実施する際の回収可能価額は、取締役会にて承認された翌事業年度の予算及び中期経営計画等の将来業績予測を基礎とする使用価値に基づき算定しております。これを超える期間（新規出店もしくは全面改装を起算とし10年経過する時点まで）のキャッシュ・フローについては、一定の売上高成長率を用いております。なお、使用価値は、見積キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより評価しております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報に関する注記

取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、2023年6月26日開催の第34回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び委任契約を締結している執行役員（以下、「取締役等」という。）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（= Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

制度の詳細については、「連結注記表 4. 追加情報に関する注記」に記載のとおりであります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,062百万円
(2) 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	375百万円
関係会社に対する短期金銭債務	27百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	894百万円
仕入高	0百万円
営業費用	1百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益	47百万円
-------	-------

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	2,593,396株
------	------------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
一括償却資産	74百万円
未払事業税	55百万円
賞与引当金	792百万円
減損損失	463百万円
商品評価損	299百万円
サンプル商品評価損	131百万円
資産除去債務	1,358百万円
関係会社株式評価損	254百万円
関係会社貸倒引当金	341百万円
その他	696百万円
繰延税金資産小計	4,468百万円
評価性引当額	△1,961百万円
繰延税金資産合計	2,507百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△416百万円
繰延税金負債合計	△416百万円
繰延税金資産の純額	2,090百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等 の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社 (注) 3	株式会社 コーエン	100百万円	衣料品 及び身の 回りの小 品の 販売	所有 直接 100.0	役員の 兼任 5名	—	資金の貸付 (注) 1、2 (3)	4,597	—	—
							資金の回収 (注) 1	2,739		
							債権放棄 (注) 4	5,858		
							業務委託料	137		
子会社	台湾聯合 艾諾股份 有限公司	60百万 新台幣 ドル	衣料品 及び身の 回りの小 品の 販売	所有 直接 100.0	役員の 兼任 4名	—	資金の貸付 (注) 1、2 (3)	761	長期 貸付金 (注) 5	1,643
							資金の回収 (注) 1	524		
							利息受取 (注) 1、2 (3)	35	—	—

役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員が議決権の半有する(当社社を)	有限会社 順理	88	衣料品、船舶、車、不動産の取引	—	顧問	顧問料の支払(注)2(1) 業務受託(注)2(2)	20 3	未収入金	0

(注) 1. 取引金額及び期末残高には為替差損益が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 顧問料の支払については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 業務委託料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。

(3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

3. 2026年3月2日付で株式譲渡し、連結子会社ではなくなりました。

4. (株)コーエンに対する長期貸付金について債権放棄を行っております。なお、この貸付金につきまして計上しておりました関係会社貸倒引当金4,063百万円を取り崩し、関係会社債権放棄損1,795百万円を特別損失として計上しております。

5. 台湾聯合艾諾股份有限公司への長期貸付金(貸倒懸念債権)に対し、1,041百万円の関係会社貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、46百万円の関係会社貸倒引当金戻入益を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,526円36銭

1株当たり当期純利益 222円19銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT-RS (= Board Benefit Trust-Restricted Stock)) に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)に係る自己株式の期中平均株式数は121,544株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した株式給付信託(BBT-RS)に係る自己株式の期末株式数は117,784株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ユニテッドアローズ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 勝島康博
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中井雅佳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニテッドアローズの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニテッドアローズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ユニテッドアローズ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勝島康博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中井雅佳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニテッドアローズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社ユニテッドアローズ監査等委員会

常勤監査等委員 西脇 徹 ㊟
(社外取締役)
監査等委員 倉橋雄作 ㊟
(社外取締役)
監査等委員 鷹野志穂 ㊟
(社外取締役)

以 上

Venue & Access Information

第37回定時株主総会会場のご案内

場所 / 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階 大手町三井ホール

交通 / 「大手町駅」下車 C4・C5出口より地下通路直結
東京メトロ 千代田線・半蔵門線・丸ノ内線
東西線・都営地下鉄 三田線



UNITED ARROWS LTD.